

第18回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月22日（火）午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 西越地区農村環境改善センター 和室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（5人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第18回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、2番 諸橋委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・第4回 柏崎シンポジウム 新潟産業大学

期 日：2月6日(日)

会 場：出雲崎町役場2階会議室(Web参加)

出席者：内藤会長、森山職務代理、佐藤委員、田中推進委員、関本主任

- ・市町村農業委員会役員等研修会

期 日：2月8日(火)

会 場：出雲崎町役場1階応接相談室(Web参加)

出席者：内藤会長、森山職務代理、矢島事務局長

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、番号1及び2については〇〇推進委員に関する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該報告番号の報告終了まで退席を求めます。

—〇〇推進委員が退室される—

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 **【議案書に基づいて番号1及び番号2の内容を説明】**

事務局 本件は、乙茂地内で計画されている木質バイオマス発電所建設に関する合意解約となっています。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、報告第1号の内、番号1及び番号2の報告を終わります。
ここで〇〇推進委員の除斥を解きます。

—〇〇推進委員が入室される—

議長 退席された委員に報告します。報告第1号番号1及び番号2については問題なく、受理されました。

議長 それでは、報告第1号番号3より事務局から説明願います。

事務局 【議案書に基づいて番号3から番号6までの内容を説明】

事務局 本件は全て合意解約であり、番号3から番号5については、利用権設定がされている当該耕地について、別の耕作者に設定されるものであります。
また、番号6については、この後の議案第3号農地法第5条の規定による許可申請にて説明します
説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書4ページからご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

申請地は、第15回農業委員会総会で合意解約された農地です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外に在住しており耕作は困難であることから、話し合いの結果、譲受人が自宅付近の農地を取得する運びとなりました。

なお、譲受人については、地域の中心経営体として長年農業を営んでおります。農地法第3条の許可要件(判断基準)として、面積要件についての基準を満たしているほか、申請書類及び聞取り等から全部効率要件、農作業常時従事

要件、地域との調和要件について、満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われます。

議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議長 　　ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 　　続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 　　議案第2号について説明します。議案書5ページからご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 　　議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

申請内容は、宅地への転用となりますが、本件は違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人からの聞き取りや始末書の内容によると、相続により土地を取得し、整理をしていたところ、すでに亡くなっている申請人の叔父が当該地番に作業所兼倉庫を建てておりました。当時叔父は農地法の許可が不要であると勘違いし、結果として無断転用したことになったということです。始末書の内容からも以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

なお、判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

説明は以上です。

議長 　　本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

5番 　　2月7日（月）に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人本人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も

確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

す。

説明は以上です。

議長 本案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明します。議案書6ページからご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

申請内容は、駐車場兼キャンプ場への転用となります。申請書及び譲受人からの聞き取りによると、譲受人の株式会社〇〇は、昨年より申請地に隣接している旧臨海学校を改装するなど、様々なコンテンツを作り上げる形式で運営する新しい取り組みを開始しているとのこと。その事業の一つとして、キャンプ場の運営があり、当該農地を駐車場兼キャンプ場として利用するため、今回、転用申請が提出されました。

なお、雨水については、暗渠を施工し、周囲へ影響が無いようにすることですし、炊事とトイレスペースは旧臨海学校内となるため、下水道へ流すことになっています。

判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

説明は以上です。

議長 番号1につきましては私の担当地区でありますので現地の状況等を説明いたします。

議 長 2月9日(水)に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおり、周辺農地への影響は無いものと考えられます。申請地についても近年、耕作はされておらず、休耕状態となっております。許可に関して特段の影響はないと思われま

す。
また、農地区分としては、農用区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

す。
説明は以上です。

議 長 本案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

議 長 許可後、すぐに工事は行うのでしょうか。

事務局 申請書では、令和4年3月1日から工事を始め、完工は令和4年4月30日となっております。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、番号1から番号15までの案件については、〇〇委員に関する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案番号の審議終了まで退席を求めます。

—〇〇委員が退室される—

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について説明します。議案書7ページからご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号1から番号15までを説明いたします。申請は利用権の再設定が14件、新規設定1件となっております。

【議案書に基づいて番号1から番号15の内容を説明】

事務局 なお、計画内容について、利用権設定申出書の内容を確認した結果、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。説明は以上です。審議をお願いします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号の内、番号1から番号15について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第4号の内、番号1から番号15については原案のとおり許可いたします。

議長 ここで〇〇委員の除斥を解きます。

—〇〇委員が入室される—

議長 退席された委員に報告します。議案第4号の内、番号1から番号15につきましては許可されました。

議長 続いて議案第4号の内、番号16から番号20までを事務局より説明願います。

事務局 議案第4号番号16から番号20まで説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。

事務局 **【議案書に基づいて番号16から番号20の内容を説明】**

事務局 以上、番号16から番号20の利用集積計画の案件となります。議案第4号のこれまでの計画内容について、利用権設定申出書の内容を確認した結果、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

説明は以上です。審議をお願いします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第4号の内、番号16から番号20について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第4号番号16から番号20は原案のとおり許可いたします。これにて、議案第4号に関する議事は全て許可となりました。

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第18回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年2月22日

議長 ①

議事録署名委員
2 番 ①

議事録署名委員
4 番 ①